

## 熊本県北部発達障がい者支援センター業務委託事業者募集要項

熊本県（以下「県」という。）は、県内の発達障がい児・者やその家族の福祉の向上のため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条の規定及び発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成17年7月8日付け障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、並びに熊本県発達障がい者支援センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、熊本県発達障がい者支援センターを社会福祉法人等に業務委託して実施しています。

今回、県北部地域（有明、山鹿、菊池、阿蘇、上益城圏域）を対象とする、熊本県北部発達障がい者支援センター（以下「北部センター」という。）の業務を委託により実施するため、下記により令和6年度から令和10年度までの新たな委託事業者を募集します。

### 記

#### 1 委託事業者が行う業務の基準

##### (1) 開所時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、委託事業者は県の承認を得てこれを変更することができる。

##### (2) 閉所日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

ただし、委託事業者は県の承認を得てこれを変更することができる。

##### (3) 開所時間以外又は閉所日における対応

夜間の緊急時等の場合で一時的な保護が必要な場合等は、障害児入所施設、障害者支援施設、その他県が適当と認める施設（以下「障害児入所施設等」という。）で保護する等の対応をとること。

##### (4) 人員配置

別添、熊本県北部発達障がい者支援センター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

##### (5) 法令遵守等

委託業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

ア 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：ビル管理法）、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設・設備の維持管理又は保守点検に関する法令

エ 個人情報保護法及び熊本県個人情報保護条例、熊本県暴力団排除条例

#### 2 委託業務の内容等

別添仕様書のとおり

#### 3 委託の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、委託を継続することが適当でないと県が認めるときは、委託契約を解除することがある。

#### 4 事業に要する経費

北部センターの事業に要する経費は、県から支払う委託料等によって賄うこととし、事業委託期間中に県が支払う委託料の額は、次の基準価格の範囲内で申請者から各年度の委託額の提案を求めることとする。

なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき委託事業者と県との間で締結する契約書で定めることとする。

また、基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となるため注意すること。

基準価格 147,305千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（各年度：29,461千円）

#### 5 参加資格

次の要件を満たす発達障害者支援法施行令第2条に定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

- (1) 県内の発達障がい児・者の現状に対する十分な理解と認識を有すること。
- (2) 県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税、地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 社会福祉法人等の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。  
ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (8) 熊本県暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、次のいずれにも該当しないこと。  
ア 社会福祉法人等の代表者が、条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。  
イ 社会福祉法人等の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が社会福祉法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められるとき。  
ウ 社会福祉法人等の役員又は使用人が社会福祉法人等の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

## 6 提出書類

### (1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出すること。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

ア 参加申請書〔別紙様式1〕

イ 事業計画書〔別紙様式2-1～2-6〕

ウ 収支予算書〔別紙様式3〕

エ 参加資格に関する申立書〔別紙様式4〕

オ 社会福祉法人等であることを証する書類

① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

② 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他社会福祉法人等の財務状況を明らかにする書類

キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他社会福祉法人等の業務の内容を明らかにする書類

ク 納税証明書

① 県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

② 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

③ 納税義務がない場合は、納税に関する申立書〔別紙様式5〕

ケ その他県が必要と認める書類

熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

コ その他の留意事項

申請書類として提出する証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のものとし、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。

なお、複写機による写しでも差し支えない。

### (2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※ 副本6部については、複写機による正本の写しで可。

### (3) 提出先

ア 郵便番号 862-8570

イ 住所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
【熊本県庁行政棟新館3階】

ウ 担当部局 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課  
発達障がい・療育班  
担当：水田（みづた）、中島（なかしま）

エ 電話番号 096-333-2237

オ ファクシミリ 096-383-1739

カ E-mail mizuta-y@pref.kumamoto.lg.jp

## 7 納税義務

委託事業者は、県税、法人税、法人事業税、事業所税、消費税、地方消費税の納税義務を負う場合がある。

なお、必要であれば、納税に関することは管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

## 8 募集要項等の交付

募集要項等は、次により交付する。

### (1) 交付期間

令和5年12月26日（火）から令和6年2月9日（金）までの日（県の休日の日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）

### (2) 交付場所

「6 提出書類 (3) 提出先」のとおり。

### (3) 募集要項等の郵送による取得

希望する場合は、390円分の切手を貼った宛て先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4版用）を同封のうえ、「6 提出書類 (3) 提出先」に郵送すること。

### (4) インターネットの利用による取得

熊本県ホームページからの取得も可能。

## 9 質問事項等の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和5年12月26日（火）から令和6年2月2日（金）までの日（県の休日の日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。

### (2) 受付方法

質問票〔別紙様式6〕に記入のうえ、ファクシミリ、郵送又は電子メールにより「6 提出書類 (3) 提出先」に提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。

### (3) 回答方法

質問票到着後、質問者にファクシミリ、郵送又は電子メールで回答する。

なお、すべての質問・回答は、受付期間中、熊本県ホームページ上に掲載する。

また、電子メールの場合は、件名（標題）の先頭に「【北部センター】質問票」と記入して送信すること。

## 10 募集要項及び仕様書等説明会の実施

### (1) 開催日時

令和6年1月18日（木）午前10時から12時まで

### (2) 開催方法

オンライン（Webex）

### (3) 説明会出席申込方法

事前申込みが必要なため、説明会参加申込書〔別紙様式7〕に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「6 提出書類 (3) 提出先」に、令和6年1月12日（金）午後5時15分までに申し込むこと。

なお、件名（標題）の先頭に「【北部センター】説明会」と記入して送信すること。

申込のあった電子メールに説明会にかかるアドレス等を通知する。

### (4) 出席者

申請予定の各社会福祉法人等につき2回線までとする。

## 11 申請書の受付期間及び提出方法

### (1) 受付期間

令和5年12月26日（火）から令和6年2月9日（金）までの日（県の休日の日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。

### (2) 提出書類及び提出部数

申請書類の種類及び提出部数は、「6 提出書類」に記載のとおり。

### (3) 提出方法

「6 提出書類 (3) 提出先」まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は、「簡易書留」により、令和6年2月9日（金）午後5時15分までに必着とする。

なお、電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

### (4) 注意事項

提出後は、軽微な変更を除いて提出書類の差替え又は記入内容の変更はできない。

## 12 申請等に要する経費

申請等に要する経費はすべて申請者の負担とする。

## 13 委託事業者の候補者選定方法

### (1) 選定方法

発達障がい者支援センター事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえたうえで 県において委託事業者を決定する。

なお、選考委員会では、各委員が次の審査基準に沿って審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

### (2) 審査基準と配点

別添「熊本県北部発達障がい者支援センターの委託事業者選定に係る審査基準と配点」のとおり。

## 14 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は無効又は失格となる場合がある。

(1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合

(2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 申請書に添付すべき書類の全部又は一部の書類の添付がない場合

(6) 社会福祉士の資格取得者でない者を相談支援担当職員とした場合

(7) その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

## 15 選定手続

### (1) 書類審査（第一次審査）

参加資格及び事業計画書の内容等、申請書類の形式的な審査を行い、参加資格の不適合者や「14 無効又は失格」に該当する申請者は落選となる。

なお、第一次審査の結果は、それぞれの申請者に文書で通知する。

(2) プレゼンテーション（第二次審査）

書類審査（第一次審査）を通過した申請について、申請者から選考委員会の委員に対して、直接プレゼンテーションを行い内容の説明を行う。

なお、実施の期日等については、令和6年2月27日（火）午後とするが、詳細は第一次審査の結果通知の際に併せて連絡する。

なお、第二次審査の結果は、プレゼンテーション参加者に文書で通知する。

(3) 選考委員会の会議

選考委員会の会議はすべて非公開とする。

16 選定結果等の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、熊本県ホームページで、第1位となった委託候補者のみ社会福祉法人等の名称を公表する。

17 委託事業者の決定及び委託業務に係る委託料

委託事業者は、選考委員会の意見を踏まえたうえで県において決定する。

なお、委託業務に係る委託料は、毎年度の予算額以内となるため、申請時に提出のあった委託業務に係る提案価格を下回る場合がある。

18 委託契約

県と委託事業者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、「熊本県北部発達障がい者支援センター業務委託契約書」を作成し締結する。

なお、契約する委託事業者は、申請者と同一の事業者に限る。

また、契約書に記載する事項（予定）は、次のとおりとする。

(1) 委託事業者が行う業務に関する事項

委託事業者は、委託業務を他者に委託し、又は請け負わせないこと。

ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 県が支払う委託料に関する事項

(3) 委託事業者の責務、リスク分担等に関する事項

(4) 事業計画、事業報告等に関する事項

(5) 契約の解除に関する事項

(6) 個人情報の保護に関する事項

(7) 暴力団排除に関する事項

(8) その他必要な事項

19 履行責任に関する事項

(1) 委託事業者は、北部センターの施設や設備（以下「施設等」という。）及び使用者の被災に対し、第1次責任を有することとし、施設等又は使用者に被害等があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければならない。

(2) 委託事業者は、実態として北部センターに関する業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

20 留意事項

(1) 委託候補者を委託事業者として決定する前において、委託候補者が「5参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、契約を締結しない場合がある。

(2) 委託契約締結後に、委託事業者が「5参加資格」に掲げる要件を欠くこととなった

とき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、県は委託契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

## 21 事業継続が困難となった場合における措置

- (1) 委託事業者の責めに帰すべき事由により事業が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は委託事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。  
この場合において、委託事業者が当該期間中に改善できなかった場合には、県は委託事業者との契約を解除することができる。
- (2) 委託事業者が倒産し又は委託事業者の財政状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、県は委託事業者との契約を解除することができる。
- (3) (1)又は(2)により委託事業者が契約を解除された場合には、委託事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県又は委託事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と委託事業者は事業継続の可否について協議するものとする。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、契約等で定める。

## 22 その他

- (1) 提出された書類等は一切返却しない。
- (2) 提出された書類等は必要に応じ複写する。
- (3) 提出された書類等の使用目的は、行政機関内及び選考委員会での検討に限るが、情報公開の請求があった場合は個人情報を除き開示することがある。

## 23 添付資料・様式

- (1) 参加申請書〔別紙様式1〕
- (2) 事業計画書〔別紙様式2-1～2-6〕
- (3) 収支予算書〔別紙様式3〕
- (4) 参加資格に関する申立書〔別紙様式4〕
- (5) 納税に関する申立書〔別紙様式5〕
- (6) 質問票〔別紙様式6〕
- (7) 説明会参加申込書〔別紙様式7〕
- (8) 熊本県北部発達障がい者支援センター業務委託仕様書
- (9) 熊本県発達障がい者支援センター事業実施要綱
- (10) 熊本県北部発達障がい者支援センターの委託事業者選定に係る審査基準と配点

## 24 問合せ先

「6 提出書類 (3) 提出先」のとおり